

学校いじめの防止等のための基本方針

四国中央市立金生第二小学校

はじめに

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

【本校の基本理念】

ア すべての児童が安心して学校生活を送れる学校づくりをする。

イ 「いじめをしない」「傍観者にならない」児童の育成を柱とした指導を行う。

ウ 相手の立場や気持ちを尊重した行動や態度がとれる児童を育成する。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法より）

児童等は、いじめを行ってはならない。（第4条）

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

(4) いじめの態様

代表的な行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、事件化した事案のように激しい暴行や傷害を伴うものは例外的である。個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、ささいなこと、日常的によくあるトラブル、という点が特徴である。

しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。

ささいに見える行為の累積がもたらす甚大な精神的被害という目に見えにくい攻撃行動に適切に対応するには、行為自体が目に見えやすい「暴力」とはしっかりと区別して考えていく必要がある。

(5) いじめ問題の理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものとなっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。また、いじめは加害者・被害者という二者の関係ではなく、「観衆」

として周辺ではやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」も存在にも注意を払い、集団全体にいじめを絶対に許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ防止等のための対策（未然防止のための取組等）

(1) 学級経営の充実

ア 児童理解

児童の交友関係など、生活実態を細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないようにする。さらに、いじめ防止のためにいじめの要因となるストレスを抱えていないかどうかを適切に把握し、ストレスを軽減するよう対策を講じる。また、ほめる、励ます、認める声かけを大切にする。

イ 信頼関係の構築

日記指導や日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。それにより、学級担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

ウ 規範意識の高揚

社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の高揚と道徳性、社会性の伸長を図り、集団での望ましい人間関係を形成する。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 自尊感情の育成

人の長所を画一的にとらえるのではなく、人間性に目を向けて広く、深くとらえることのできる心の目を養うとともに、全ての児童に達成感をもたせることによって自尊感情を高める。掲示物や朝の会、帰りの会などが全員の存在を感じられるものとなるように充実させ、全ての児童に居場所がある温かい集団づくりに努める。

イ 児童の人権意識の高揚と実践力の育成

いじめは、重大な人権侵害であることを認識させるとともに、道徳教育を充実させることによって、人の心の痛みを感じ取る感性を磨き、理不尽なことに対し行動を起こす実践力を培う。

ウ 児童の実態把握

学期に一度、全校児童を対象に、なかよしアンケートを行い、児童が安心して毎日の生活が送れているかどうかを把握する手立てとする。アンケートを見て気になることがあった児童については、学級担任が個別に面談し、対応することによって児童の抱えるストレスを軽減させる。

エ 教職員の人権意識の高揚

教師自身の不適切かつ差別的な言動によって児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることが決してないように、教職員の人権感覚を高めるための研修を重ねる。

オ 保護者や地域住民に対する啓発活動

人権・同和教育参観日、人権同和教育講演会、人権同和教育だよりなどを充

実させ、いじめが重大な人権問題であり、被害者、加害者双方に大きな傷を残し、許されないものであるという認識を高める。

(3) 道徳教育の充実

ア 教育活動全体を通じた道徳教育の推進

本校の重点目標「①基本的な生活習慣、社会生活のきまりを身に付ける。②思いやりの気持ちを持ち、友達と仲よく助け合う。③生命の尊さを理解し、生命あるものを大切にする。」を全教職員が共通理解し、道徳教育を要とした教育活動全体を通して道徳教育を推進する。また、他の教育活動と関連付けながら、各学級で自分への信頼感や自信などを高めていくことができる具体的な活動を計画し、実施する。

イ 道徳の授業の充実

学級活動や日々の道徳の授業の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめは絶対に許されないことをすべての児童に理解させる。また、いじめを認識したときに放置しない態度を育成する。

ウ 家庭との連携

道徳の授業等において、自分の生活態度や心を振り返る時間を設定し、ワークシートや「私たちの道徳」の本を家に持ち帰り、子どもの心の変化や成長を把握してもらうことで家庭との連携を図る。

(4) 体験活動の充実

ア 豊かな体験活動

相手を思いやる心や態度を育てるための体験活動を積極的に取り入れ、人との関わりを通して、自分の思いを表現し、伝え合う力や実践する態度を育てる。

イ 地域との連携

ゲストティーチャーを招いての交流活動による、地域のよさを再発見できる活動を取り入れ、地域とのつながりを強める。それにより、人との触れ合いの楽しさを感じるとともに、地域とのつながりを深め、開かれた学校を目指すとともに、地域の学校として児童を見守ってもらえるよう連携を図る。

ウ 高文珠山緑の少年団活動

自然に親しみ、異学年集団での活動を行うことで、相手を思い合う心の育成と仲間意識の高揚を図る。また、一人一鉢運動を行い、命を大切にしようとする態度を育てる。

エ にこにこ森の活動

異学年集団の活動を行うことで、お互いを思いやる心を育てる。金二小校区の自然豊かな土地を生かし、友達のよさを認め合い、新たな発見をする場を設定する。

オ 地域や保護者との連携

地域や保護者の協力も得ながら、自然と触れ合う体験活動を取り入れることで、人とつながる機会をより多く作る。

(5) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）

ア なかよし委員会の活動

なかよし委員会が中心となり、友達とよりよく生活するために大切な提案をし、温かい集団づくりに努める。

イ よさを認め合う集団活動

全校が、互いのよさを認め合うことができる集団活動を積極的に取り入れる。
(なかま集会・にこにこ班活動)

ウ 代表委員会の設定

全校の問題点を出し合い、前向きに解決できるように話し合う代表委員会を月に1回開催する。安心して生活ができる環境づくりに児童が主体的に取り組む指導に努める。

(6) 分かる授業づくり (授業改善・指導方法の工夫改善)

ア 基礎的な学習の定着

自尊心の基礎を養うために、音読、漢字、計算などの繰り返し学習により、基本的な学習の定着を図る。どの子も分かり、達成感や満足感を味わうことができる授業づくりと授業改善に取り組む。

イ 指導と評価の一体化を図った授業作り

国語科を中心とした目標と指導と評価の一体化を図った、「分かる・考える・伸びる」授業づくりに努める。

ウ 校内授業研修

一人一回授業を公開し、全教職員で協議し、授業改善を図る。それにより、学力保障や学力向上に向け、教職員の意識改革と資質能力の向上を図る。

エ 授業中の正しい姿勢の徹底 (立腰)

落ち着いて学習に取り組むために、立腰など授業中の正しい姿勢についての指導を低学年から積み上げ、徹底させる。

(7) 特別活動の充実 (コミュニケーション能力の育成)

ア 伝え合う活動の充実

「聞く」ことは相手を受け入れること、「話す」ことは自分を開放し、一歩踏み出す勇気をもつことと捉え、全校集会や校内放送などで自分の思いを伝え合うことができる活動の場を充実させる。また、コミュニケーション能力の育成のために、学級でも構成的グループエンカウンタープログラム、ソーシャル・スキルトレーニング等を活用する。

イ 話す・聞く力を高めるための場の設定

国語科を中心とした話す力・聞く力を育成し、それが生きて働く場としての特別活動の場を充実させる。自分の思いを伝え、それを聞き、思いを感じることができる感性を養う場の設定をする。

(8) 相談体制の整備 (教育相談の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員などの活用)

ア なやみ相談 (アンケート：6月、10月、3月頃)

学期に1回、いじめに関するアンケートをとり、また、毎月1回、心のアンケートをとり、いじめや悩みのある児童の早期発見に努める。アンケート内容は、今悩んでいることがあるか、誰に相談したいか、担任が尋ねてみたいこと

などで、クラス全員に行う。

イ 心の相談箱の設置

ハートなんでも相談員の教育相談活動を充実させるために、相談室前に「心の相談箱」を設け、悩みがある児童は、指定の用紙に相談したい内容や希望日時などを書いて入れられるようにする。児童には、書いた内容や秘密は守られることを約束し、安心して利用できるように声をかける。相談箱の横には、カレンダーを置き、ハートなんでも相談員の来校日が子どもたちにも分かるようにする。

ウ ハートなんでも相談員の活動

(ア) 子どもたちが心にゆとりをもって、学校生活や家庭生活が送れるようにするために、子どもたちの悩みやストレスの相談に応じる。また、保護者の抱かえる悩みにも気軽に応じ、保護者や児童の心の安定を図るように努める。4月の生徒指導だよりで、ハートなんでも相談員活用事業があることを保護者にも紹介する。

(イ) 相談活動のないときは、子どもたちの教育活動に参加したり、一緒に給食を食べたりして、子どもと触れ合う機会を多くもつようにする。また、愛媛県教育委員会が開催する教育相談員研修会に参加し研修を深め、教職員研修にも役立つ。また、休み時間などは相談室を開放し、相談員と自由に触れ合うことのできる雰囲気や環境を整える。

エ 教育相談日の設定

原則毎月第一月曜日を、「教育相談日」とし、保護者が気軽に相談できる体制を整備する。保護者への連絡は学級だよりを利用して行う。教育相談日は、教職員が各教室に待機し、相談を希望する保護者が自由に来校し、相談できるようにする。保護者のもつ悩みや不安等の相談について、受容的共感的な態度で接し、保護者の願いを理解し、保護者との信頼関係を深めるとともに保護者の申し出に対して誠意をもって対応する体制を整える。

オ 養護教諭との連携

養護教諭との連携を密に行い、気になる児童の対応について共通理解の下で指導ができるように努める。相談等によってよい結果が出た例などを伝え合い、より積極的な体制作りに取り組む。

カ 校外の相談機関との連携

適応指導教室やいじめホットライン（24時間電話相談）など、校外の相談施設の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知し、必要に応じて活用するように啓発する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 情報モラル教育の充実

インターネットの危険性やトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施する。

イ 保護者啓発

パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのル

ールづくりについて保護者に積極的に協力依頼し、家庭における安全な利用について保護者に啓発する。

ウ 情報モラルチェックシートの活用

情報モラルチェックシートを活用し、教職員、保護者、児童自らが自分を振り返り、インターネットを正しく使うことができるようにする。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 児童の実態把握と共通理解

児童の発達には個人差があり、それは子どもの個性とも関係している。学校生活への適応に困難さを感じてくると学習態度や意欲が低下し、情緒面や行動面に不適応が起きてくると考えられる。そのため、様々な角度から児童の実態把握を行い、学習のみならず学校生活全般においての児童理解を深め、個に応じた支援や指導が行えるよう共通理解を図る。そして、特別支援学級と通常学級、特別支援学校との交流及び共同学習を推進する。このことにより、子ども同士のトラブルの減少やストレスの回避が図られ、児童の心の安定が期待できる。また、合理的配慮についての研修・実践にも取り組む。

イ 適切な指導の在り方

ストレス経験や失敗経験をもっている児童は、一斉指導に参加しにくく、他者を攻撃しやすい傾向が見られる。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、教師はどのような支援が必要かという見極めが必要となってくる。そのため、校内研修で教職員の資質の向上を図るとともに、「個別の支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、これらの計画に基づいた適切な支援が行えるようにする。

ウ 校内支援体制の整備

校長の指導の下で、全教職員が協力し合い、特別な支援を必要とする児童の早期発見に努め、支援方策の検討を具体化していく体制の構築を図る。校内委員会や生徒指導の情報交換などを適宜行い、校内体制の充実を図る。場合によっては関係諸機関との連携も視野に入りたいじめの早期発見、早期対応に努める。

(11) 校内研修の充実

ア いじめ防止のための校内研修の実施

法令に関する研修や事例研究を通して、いじめ防止に対する教職員の意識の高揚を図る。いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る問題であることを十分認識し、危機感をもって対応できる（共通理解、共通実践）に向けた研修を充実する。また、「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、いじめの未然防止の方法を研修する。いじめが生じた際の対応方法の共通理解のための研修、保護者、地域関係諸機関との連携の大切さについての研修も実施する。

イ 定期的な情報交換の実施

職員朝礼や職員会で、学級で気になる児童のことや学級内で起こった問題について報告し合う「情報交換」の時間を必ず設け、情報の共有に努める。担任の目が行き届きにくい休み時間でも、他の教員が目を配ったり、気になること

や成長したことを伝え合ったりして、いじめや問題行動の早期発見・早期解決や未然防止に努める。担任一人では見守りきれない部分を、全教職員でカバーできるような体制づくりを行う。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 近隣の小・中学校との連携

2か月に1回、四国中央市内の小・中学校の生徒指導主事、少年育成センター、四国中央警察署（生活安全課）など関係者が集まり、情報交換を行う生徒指導主事会を中心にして、近隣の小・中学校との情報連携を密に行い、情報が共有できる体制を整備する。

イ 小・中合同の補導活動

小・中合同の補導活動を行い、いじめや非行の温床となりやすい場所を見回り、声をかけていくことで未然防止につなげる。また、各校の現状について情報交換を行う。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止等のための校内委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ハートなんでも相談員

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

(ア) 子どもの声に耳を傾ける。

- 日記や日々の教育活動において、子どもの状況を把握する。
- 教育相談やアンケート等により、実態をつかむ。

(イ) 子どもの行動を注視する。

- 日々の教育活動の観察により、問題になる行動をチェックする。
- 全教職員の共通理解の下で、様々な角度から児童の行動を観察し、情報を素早く共有する。

イ アンケート等調査の工夫

(ア) 「なかよしアンケート」を実施する。

学期末に「なかよしアンケート」を実施し、必要に応じて教育相談を実施する。また、問題行動がありそうな場合には、臨時のアンケートや聞き取り活動などを実施する。

(イ) 保護者からの手紙等の情報を共有する。

保護者から学級担任へ相談や報告があったことは速やかに管理職に伝え、関係教職員が情報共有を行い、情報収集や確認できる体制を整える。

ウ 相談活動の充実

(ア) 「心の相談箱」を設置する。

「心の相談箱」を設置し、心配や悩み事がある児童が相談できる体制を整える。

(イ)「ハートなんでも相談員」との連携を図る。

「ハートなんでも相談員」と協力して、児童が気軽に相談できる体制を整える。また、「ハートなんでも相談員」が把握した情報を素早く報告・連絡・相談ができる体制づくりに努める。

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

(ア)「教育相談日」を設定する。

毎月第一月曜日を「教育相談日」と設定し、保護者が気軽に相談できる体制を整える。

(イ) 相談窓口を周知する。

学年便りや学級懇談、学校のホームページ等を活用して、学校の教育相談体制や窓口について保護者に周知を図る。

オ 地域及び関係機関との連携

(ア)「児童生徒を守り育てる協議会」を活用する。

年度当初に「児童生徒を守り育てる協議会」、「見守り隊との対面式」を開催し、学校の経営方針や教育活動について理解を得るとともに、地域の見守り活動等における情報提供の協力体制を構築する。

(イ) 地域の健全育成会との連携を図る。

金生町少年育成会や中学校区における健全育成に関する交流会等を通じて情報交換に努め、情報連携が図れる体制を整える。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期	職員会議(学校の経営方針)	PTA 総会・学級懇談(方針説明)	・アンケート、日記 ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換 ・教育相談日(毎月)
	いじめ防止等のための校内委員会(方針・計画等)	年間の活動計画作成 年間指導計画の見直し	
	いじめ対策チーム編制		
	職員研修会(いじめ防止の対応を確認)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり ・児童生徒を守り育てる協議会	・学校評価アンケート
	職員研修会(事例研修)	・地区別懇談会	
(夏休み)	学校評価をもとにした研修		

2 学期	いじめ防止等のための委員会 (2, 3 学期の計画) 職員研修会 (事例研修)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり 人権・同和教育参観日における保護者啓発	・アンケート、日記 ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換 ・学校評価アンケート
3 学期	学校評価をもとにした研修 いじめ防止等のための委員会 (本年度の反省、見直し)	・学級、学年集団づくり ・人間関係づくり	・アンケート、日記 ・児童生徒の観察 ・教職員の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

児童や保護者のアンケート、教職員の自己評価結果を分析し、直接的及び間接的な課題を把握し、課題解決のための方策を検討し、実践に生かす。

4 いじめが発生した場合の組織の設置 (早期対応、認知したいじめに対する対処と処置等)

(1) 名称 「学校いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該児童に関わる担任、ハートなんでも相談員

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

相談や情報提供があった場合に速やかに管理職に報告するとともに、事実確認を複数教員で行い、情報を適切に記録し、組織的な今後の対応策を検討する。

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

被害を受けた児童及び保護者に対して事実確認を行うとともに、それまでに把握した状況に対する対応策を説明し、今後の協力体制を整える。その際、被害児童を徹底して守り通す。

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

加害児童からの事実確認を行い、今後の指導に努めるとともに、保護者への連絡を密に行いながら今後の協力体制を整える。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置 (緊急避難等が必要な場合)

緊急避難等が必要な場合には、教育委員会や関係機関との連携を図りながら

措置をとる。

カ 懲戒

いじめを行った児童に対して、教育上必要と認めるときには、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にはならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連解した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

※ いじめが「解消している」状態とは

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
- ② 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。

※ 再発防止のための措置

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合等)
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(1) 調査組織

- 学校長の求めにより「学校いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

- 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。

- 必要に応じて、外部機関と連携する。
- (3) 報告
 - 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。
- (4) 調査協力
 - 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。
- (5) 調査結果の提供
 - いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
 - 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

- いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適切な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

- 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の骨子及び全文を公開する。

8 資料（チェック表、リーフ、法など）

- (1) 関連する法令等
 - いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布）
- (2) 国立教育研究所作成の関連資料
 - ア 生徒指導支援資料 4 「いじめと向き合う」
 - イ 生徒指導リーフシリーズ
 - 「いじめと暴力」(Leaf10)
 - 「いじめの『認知件数』」(Leaf11)
 - 「学校と警察等との連携」(Leaf12)
 - ウ 「生徒指導の役割連携の推進に向けて」(小学校編)
- (3) チェック表
 - ア いじめ早期発見のためのチェックリスト（資料 1）
 - イ 「いじめに関する自己点検」シート（資料 2）
 - ウ なかよしアンケート（資料 3）
 - エ 心のアンケート（資料 4）

いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）

	サイン	あてはまる子がいる	
		チェック	名前
朝の会・授業開始時	遅刻欠席が増える。		
	元気がなく、顔色が冴えない。		
	挨拶をしなくなる。		
	健康観察の際、声が小さい。		
	ぼんやりしていることが多い。		
	体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。		
	提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。		
	周囲がなんとなくざわついている。		
授業中	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。		
	用具・机・ノートが散乱している。		
	教科書、ノート等に落書きや汚れがある。		
	発言すると周囲がざわつく。		
	グループ分けで孤立する。		
	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。		
	学習意欲がない。		
	授業中ぼんやりして作業が継続しない。		
休み時間	休み時間自分の席から離れようとしめない。		
	トイレや相談室にこもっていることが多い。		
	訳もなく階段や廊下を歩いている。		
	遊びと称してふざけあっているが表情が冴えない。		
	一緒に遊んでいる友達に、相当な気遣いをしている。		
	遊びに使った道具等の片付けをいつもさせられている。		
	一人で寂しそうに教室に帰ってくる。		
	一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。		
給食	遊び仲間が変わった。		
	机を寄せて席を作ろうとしない。寄せても隙間がある。		
	意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。		
	順番に並ぶ必要があるとき、特定の子のそばに並ばない。		
清掃	笑顔がなく、黙って食べている。		
	一人離れて清掃している。		
	後片付けを一人でしている。		
その他	清掃しているとき、邪魔をしたりふざけた言動をしていたりする。		
	持ち物や掲示物にいたずらされる。		
	持ち物がなくなったり、壊されたりする。		
	本意でない係や委員に無理やり選出される。		

「いじめに関する自己点検」シート

1. いじめを行った子どもに対する厳しい指導や、いじめられた子どもの人権を最優先する姿勢には、少し神経質過ぎないかと疑問を感じている …………… はい・いいえ
2. いじめとは、一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているものだと思う …………… はい・いいえ
3. いじめを見過ごさないよう、子どもの様子や会話にはふだんから注意を払っている …………… はい・いいえ
4. 「これがいじめである」といった明確な定義や「いじめにはこう対応すべき」というマニュアルがないので、積極的に取り組むことにためらいを感じている …………… はい・いいえ
5. いじめを行う子どもは、だいたい決まっていると思う …… はい・いいえ
6. いじめを見過ごさないよう、授業の中でもしっかりと子どもを見ている …………… はい・いいえ
7. いじめはデリケートな問題なので、生徒指導（生活指導・児童指導）担当の教員や養護教諭、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を持った者に任せた方がよいと感じている …… はい・いいえ
8. いじめられる子どもは、だいたい決まっていると思う …… はい・いいえ
9. いじめが起きないようにという点からも、「良いことは良い、悪いことは悪い」という指導を行っている …………… はい・いいえ
10. いじめ対策には学校としての組織的な対応や体制づくりが必要なのであって、個々の教師の取組に多くを期待されても困ると感じている …………… はい・いいえ
11. いじめが起きたときにきちんと指導していれば、再発することはないと思う …………… はい・いいえ
12. いじめが起きないようにという点からも、ふだんから子どもとの信頼関係を作るようにしている …………… はい・いいえ

13. 自分たちで問題を解決できる子どもに育てることも大切な
ので、いじめについても教師があれこれ口を出そうとするの
はどうかと感じている はい・いいえ
14. いじめが本当に深刻なら、親や教師に訴えてくるものだと
思う はい・いいえ
15. いじめが起きないようにという点からも、ふだんからゆった
りした気持ちで子どもに接するようにしている はい・いいえ
16. 子ども同士のトラブルに周囲の大人が過敏に反応すると、か
えってエスカレートしたりするので、あまり深刻な問題として
騒がない方がよいのではないかと感じている はい・いいえ
17. 子どもというのは、いじめたり、いじめられたりしながら
成長していくものだと思う はい・いいえ
18. いじめが起きないようにという点からも、「分かる授業」を
心掛けるようにしている はい・いいえ
19. いじめは教師の目が届かない所で行われる事が多いし、イ
ンターネットや携帯電話を用いたいじめなどは学校外で起き
ているので、教師や学校に多くを期待されても困ると感じて
いる はい・いいえ

なかよしアンケート () ねん 男・女

このアンケートは、みなさんが楽しく明るい気持ちで生活するためのものです。あてはまるものに○をつけてください。

※ ○学期のことについてこたえてください。

問1 学校はたのしいですか？

- ㊶とてもたのしい ㊷たのしい ㊸あまりたのしくない ㊹たのしくない

問2 自分の中で好きなところがありますか？

- ㊶ある ㊷すこしある ㊸ない

問3 問2で㊶㊷とこたえた人は、どんなところが好きですか。

()

問4 いま、なやんでいることやこまっていることがありますか？

- ㊶ある ㊷すこしある ㊸ない

問5 問4で、㊶㊷とこたえた人は、どんなことでなやんだりこまったりしていますか。いくつえらんでもかまいません。

- ㊶ともだち ㊷べんきょう ㊸うんどう ㊹おうちのこと
㊺からだのこと ㊻そのた ()

問6 なやんだりこまったりしていることがあるとき、だれにそうだんしますか？いくつえらんでもかまいません。

- ㊶ともだち ㊷おうちの人 ㊸せんせい ㊹だれにもそうだんしない
㊺そのた ()

問7 ともだちに「いやだな」と思うことを言われたりされたりしたことがありますか？

- ㊶ある ㊷はっきりとおぼえてはいないけどあるかもしれない ㊸ない

問8 問7で、㊶㊷とこたえた人は、どんなことをされましたか？いくつえらんでもかまいません。

- ㊶たたかれる・けられる ㊷おどされる ㊸わる口 ㊹あだ名 ㊺からかい
㊻ものやお金をとられる ㊼ひそひそ話 ㊽むしされる (しらんぷり)
㊾あそびによせてもらえない ㊿そのた ()

問9 ともだちがいやがることやかなしむことをしたことがありますか？

- ㊶ある ㊷はっきりとおぼえてはいないけどあるかもしれない ㊸ない

問10 問9で、㊶㊷とこたえた人は、どんなことをしましたか？ いくつえらんでもか

まいません。

- ア たたく・ける イ おどす ウ わる口 エ あだ名 オ からかい
カ ものやお金をとる キ ひそひそ話 ク あそびによせない
ク そのた ()

問 1 1 今まで、ともだちがいやがることを言われたりされたりしているのを見たとき、あなたはどうしましたか？

- ア ちゅういした イ 先生にそうだんした ウ 家の人にそうだんした
エ べつのもだちにそうだんした オ やめさせたかったけどなにもできなかった
カ かんけいがないからなにもしなかった
キ そのた ()

問 1 2 自分のきもちやかんがえをともだちにきちんと言えていますか？

- ア 言える イ すこし言える ウ あまり言えない エ 言えない

問 1 3 おうちの人と学校であったことについてよくはなしますか？

- ア する イ ときどきする ウ あまりしない エ しない

問 1 4 問 13 で、ア①イ②ウとこたえた人は、よく話すのはだれですか。いくつえらんでもかまいません。

- ア お父さん イ お母さん ウ きょうだい エ おじいさん オ おばあさん
カ そのた ()

問 1 5 1 学期に先生からたたかれたり、けられたり、とてもひどい悪口を言われたりしたことがありますか。

- ア ある イ ない

問 1 6 問 1 5 であるところたえた人は、どんなことをされましたか。

- ア たたかれた イ けられた ウ ひどい悪口を言われた
エ そのた ()

問 1 7 問 1 5 であるところたえた人は、それはどんなときですか。

- ア じゅぎょう中 イ そのた ()

心こころのアンケート

ねん くみ なまえ
 () 年 () 組 名前 ()

つぎ
 次にたずねることに○をしたり、きにゆう記入したりしてください。

1 いま今、あなたは、なや悩んでいることがありますか。

ア はい イ いいえ

2 1で「ア はい」と答えた人こたへたひとは、きどんなことが気にかかっていますか。

ア べんきょう勉強のこと

イ うんどう運動のこと

ウ がっこう学校のこと

エ ならいごとのこと

オ とも友だちのこと

カ からだ体のこと

キ おとこ こすきな男の子のこと、または、おんな こすきな女の子のこと

ク いえ家のこと

ケ かぞく家族のこと

コ じぶん自分のしょうらいのこと

サ ふあんなんとなく不安

シ たその他

()



3 はなし きだれに話を聞いてもらいたいですか。(相談そうだんしたいですか。)

ア たんじん せんせい担任の先生

イ せんせいほけんしつの先生



ウ ^{こころ}心の^{きょうしつ}教室^{こもだ}そうだんいんの^{こもだ}薦田さん

エ そのほかの^{せんせい}先生 ()

4 ^{おも}ともだちが^きつらい^{おも}思いをしているのを見たり、^き聞いたりしたことがありますか。

ア は い

イ いいえ

どんなことですか。 ()